

## 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給制度



## マル経融資利子補給制度とは

経営改善に取り組む小規模事業者の負担を軽減し、経営の安定及び発展を図る目的で、(株)日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けた徳島市内の小規模事業者に対し、徳島市がその利子の一部を補助するものです。

## 対象者

徳島商工会議所または国府町商工会の推薦を受け、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間にマル経融資を受けた方で、次のすべての要件を満たす方

- ① 徳島市に主たる事業所を有する小規模事業者
- ② 個人事業主の場合は、徳島市に住所を有する方
- ③ 市税を滞納していない方

## ※ 小規模事業者とは・・・

常時使用する従業員が製造業・建設業・その他においては20人以下、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）においては5人以下の法人または個人事業主の方をいいます。

## 対象経費

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間にマル経融資を受けた新規借入資金

※ 借り換え資金においては、新たな融資（増額分）資金が対象となります。

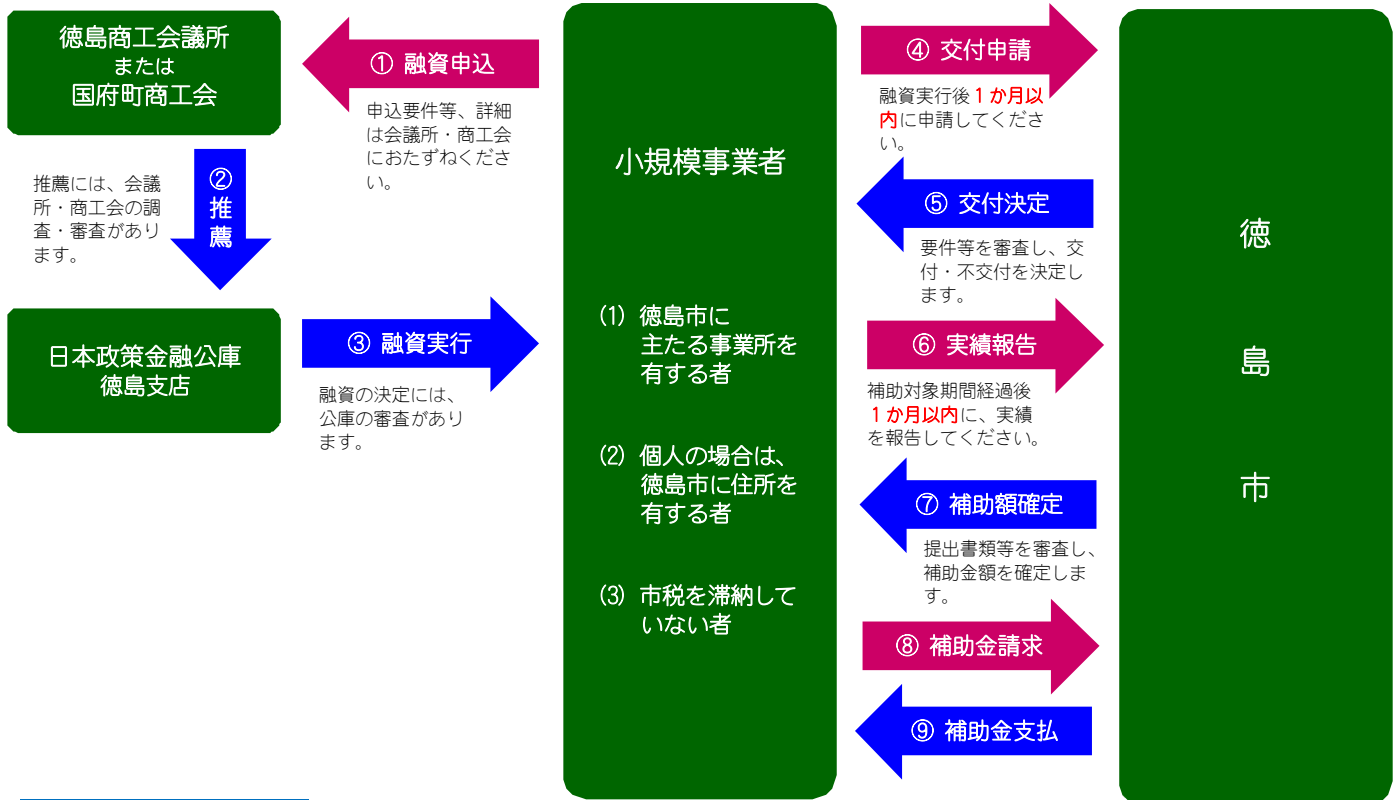
## 補助金額

補助対象経費に対する約定利息の初回支払日から1年以内の利子支払額  
(交付決定額以内・上限20万円)

※ 償還遅延による損害金等は除きます。



## 各手続のながれ



## 各手続の方法

※ 申請書・実績報告書・請求書は、徳島市経済政策課窓口に備え付けてあります。徳島市ホームページからダウンロードもできます。

手 続	提 出 先	手 続 時 期	提 出 書 類
① マル経融資の相談・申込	徳島商工会議所 または国府町商工会	随 時	申込要件等、詳細は徳島商工会議所または国府町商工会におたずねください
④ 利子補給補助金交付申請	徳 島 市	融資実行後 <b>1か月以内</b>	(1)利子補給補助金交付申請書 (2)お支払額明細書（日本政策金融公庫発行） (3)融資内容証明書（徳島商工会議所または国府町商工会発行） (4)個人事業主の方は住民票 (5)同意書（市税の納付状況確認の同意） (6)その他市長が必要と認める書類
⑥ 実績報告	徳 島 市	補助対象期間 経過後 <b>1か月以内</b>	(1)利子補給補助金実績報告書 (2)利子補給対象期間の利息支払証明書（日本政策金融公庫発行） (3)その他市長が必要と認める書類
⑧ 補助金請求	徳 島 市	補助金額確定後 すみやかに	(1)利子補給補助金交付請求書

### お問い合わせ先

徳島市経済部経済政策課

〒770-0047 徳島市幸町2丁目5番地

TEL：088-621-5225 FAX：088-621-5196

e-mail：keizai\_seisaku@city.tokushima.lg.jp

徳島商工会議所 TEL：088-653-3211 / 国府町商工会 TEL：088-642-0258